# コーポレートガバナンス・ コードの策定に伴う上場制度 の整備について

2015年3月5日 東京証券取引所

#### 目次

- 1. コードの適用開始
- 2. コードの一部を実施しない場合の理由の説明
- 3. 説明(エクスプレイン)の媒体・時期
- 4. 独立性に関する情報開示の見直し

### 1. コードの適用開始

▶ コードは本年6月1日から適用開始する。

- ▶「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」は廃止し、その尊重規定は、コードの趣旨・精神の尊重規定に置き換える。
- いずれも「OECDコーポレート・ガバナンス原則」が源流であり、 コードは「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を包含している 関係にあるため。

(参考・現行規定)

有価証券上場規程 第445条の3

上場会社は、当取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原 則」を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努め るものとする。

### 2. コードの一部を実施しない場合の理由の説明

上場規則において、以下を規定する。

- 「コンプライ・オア・エクスプレイン」の「エクスプレイン」については、コーポレート・ガバナンス報告書で説明することを求める。
- ➤ この説明義務は、市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQの上場会社全社に課すものとする。
- ▶ この場合において、マザーズ・JASDAQの上場会社については、この説明義務を緩和。

(マザーズ・JASDAQの上場会社については、同報告書における「エクスプレイン」の対象をコードの「基本原則」に限定。)

※外国会社については、本国において別途ガバナンスに関する規制を受けていること等を前提に、 コードの一部を実施しない場合の理由の説明(エクスプレイン)義務の対象外とする。

# (参考) コードの適用対象に関する国際比較

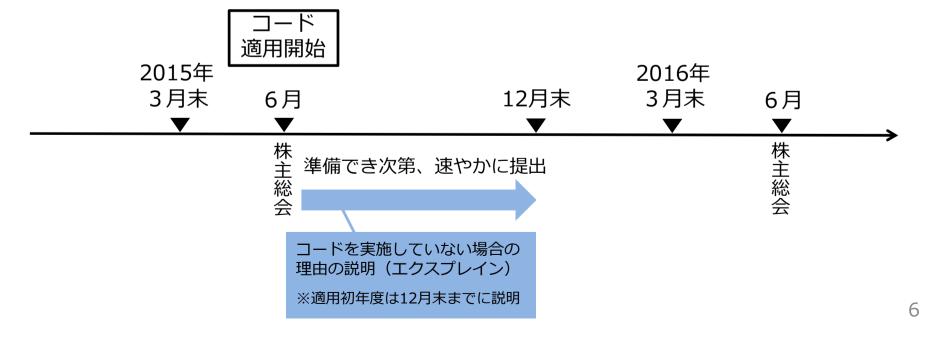
	英国	ドイツ	フランス	日本(参考)
コードの適用対象	ラち、FTSE350 294社 (18.8%) 「プレミアム」 478社 (30.5%)	プライム] 325社 (45.7%) [ゼネラル] 204社 (28.7%)	メイン市場  [ユーロネクスト] 616社 (75.8%)  Middle Next Code  うち、中堅・中小 上場企業 500社弱	本則市場 [市場第一部] 1,817社 (53.1%)  [市場第二部] 551社 (16.1%)  マザーズ JASDAQ  189社 (5.5%) (25.1%)
コードの適用対象外	[スタンダード] 98社(6.3%)	[エントリー市場] 182社 (25.6%)	[アルターネクスト市場] 197社 (24.2%)	
	[AIM市場] 991社(63.2%)			

<sup>(</sup>注) 2014年7月末時点。それぞれをメインの取引所とする発行体の主要銘柄をカウント(普通株式に限り、REIT・ETF等除く)。括弧内の数値は各国の全上場会社数に占める比率。英国「プレミアム」区分の数値には、FTSE350構成銘柄を含む。

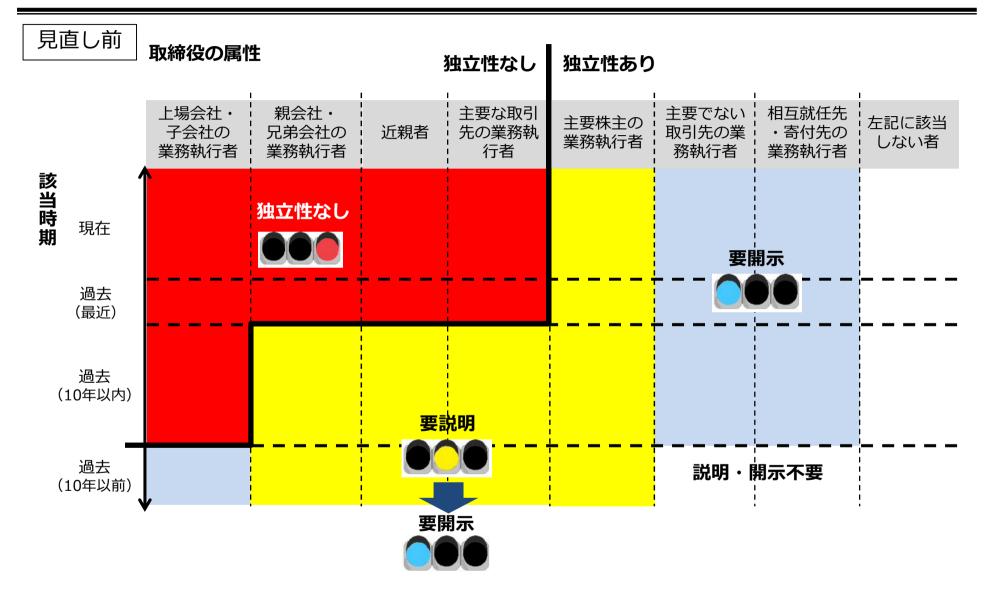
# 3. 説明(エクスプレイン)の媒体・時期

- 「コンプライ・オア・エクスプレイン」の「エクスプレイン」については、
   コーポレート・ガバナンス報告書で説明することを求める。 (再掲)
- ▶ 通常、コーポレート・ガバナンス報告書は7月中を目途に提出されるが、 初年度については、各社準備ができ次第速やかに提出することとし6月総 会の会社は遅くとも年内には全社提出しなければならないこととする。

【スケジュール(3月期決算会社の場合)】



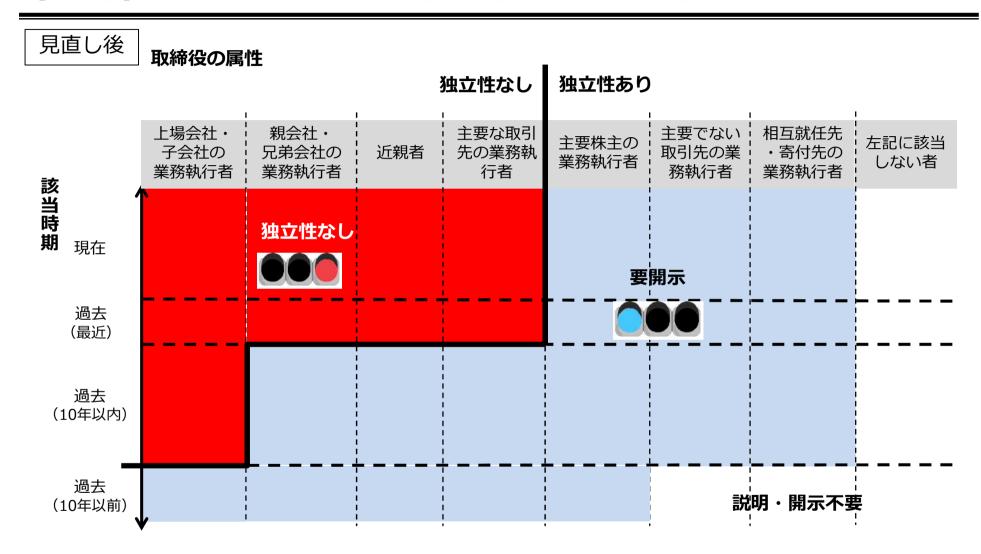
## 4. 独立性に関する情報開示の見直し



上場会社による**過度に保守的な運用**を是正するため、

<mark>要説明(黄色)</mark>を廃止し、<mark>要開示(青色)と統一</mark>する。

# (参考) 見直し後の独立性に関する情報開示



# (参考) 今後のスケジュール

時期	予 定
2月24日	制度要綱の公表、 同要綱のパブリック・コメント期間開始(〜3月26日まで)
3月中旬~	上場会社向け説明会の開催
5月上旬	改正規則の公表
6月1日	改正規則 施行 (コードの適用開始予定日)